

会議名	長浜市指定管理者選定委員会第2委員会 (令和4年度第2回会議)
日時	令和4年9月6日
審査対象	高月地区スポーツ施設

審査結果概要

- (i) 施設所管課（市民協働部 スポーツ振興課）からの募集経過説明
- (ii) 申請団体（高月総合型スポーツクラブピース）による説明、プレゼンテーション
- (iii) 質疑応答【以下、質疑応答のとおり】
- (iv) 採点、集計

800点満点中：584点（100点満点中：73.00点）

- (v) 審査【以下、審査のとおり】

指定管理者候補として適当と判断する者

所在地 長浜市高月町高月536-2

名称 高月総合型スポーツクラブピース

代表者 代表 常陸 和弘

選定にあたっての条件

定款の整備など、適切な組織運営に務めてもらうことを条件とする。

質疑応答

委員長：今後法人格を取得する予定はあるか。

申請団体：今後5年後に申請するために、現在、税理士とも相談しており、どのような団体が良いかは検討中。

委員長：管理人を3人雇用しているが、雇用主は誰になるのか。

申請団体：雇用主としては高月総合型スポーツクラブピースという団体が雇用している。

委員長：団体というのは申請団体が雇用しているということか。

申請団体：正式な団体ではなく、任意団体である高月総合型スポーツクラブピースが雇用している。

委員長：給料の支払者は誰なのか。

申請団体：高月総合型スポーツクラブピースとして給料を支払い、高月総合型スポーツクラブピースが納税者として源泉徴収税を納税している。

委員長：高月総合型スポーツクラブは法人か。

申請団体：任意団体である。

委員 : 高月総合型スポーツクラブが特別徴収義務者となって、納付書で税務署に納税しているということでしょうか。

申請団体 : お見込みのとおりである。

委員 : 税務署に届出をして、高月総合型スポーツクラブという名称で納税をしているということか。

申請団体 : お見込みのとおりである。

委員 : 代表者はここに書いてある代表者なのか。

申請団体 : お見込みのとおりである。

事務局 : 市内の地域づくり協議会等も指定管理を行なっているが、法人格を取得していない。それらと同じように人格なき社団として納税していると思われる。

委員長 : 地域づくり協議会に準ずる組織という認識でよいか。

事務局 : そのように理解している。

委員長 : まちづくり協議会はオフィシャルな側面、各自治会が構成員となって、法人格は取得していないが地域における公的な団体の集合体であるという認識が一般的である。申請団体の説明ではこの団体の活動内容がボランティア的な性格が強いという印象を受けた。そうではなくて、地域づくり協議会と同じような性格を帯びた団体であるという理解でよろしいか。

所管課 : 地域の総合型スポーツクラブという、スポーツ基本法の中に定められているスポーツクラブを地域の中に設置していくという国の方針がある。各地域においてスポーツクラブを運営・育成していくように市の施策をとっている。地域のスポーツを支えていくという意味で地域づくり協議会と似た性格を帯びている。国ではこの総合型スポーツクラブを公的にしっかりと運営していくことを目指し、登録認証制度というものを今年度から始めている。市内の総合型スポーツクラブの団体には登録のための準備を進めてもらっている最中である。

委員長 : 団体の性格については理解した。雇用している以上、社会保険や労働災害についての問題が発生するが、責任の所在がはっきりしないことが気になっている。その点はどうなっているか。社会保険等には加入しているのか。

申請団体 : 従業員のほとんどが高齢の年金所得者であり、社会保険には加入していない。

委員 : 資料 p 8 の職員配置等の内容について、館長及び管理人 A～C と記載があるが、4 人ですべての管理をしているということでしょうか。

申請団体 : お見込みのとおりである。

委員 : スポーツ向上の底上げに欠かせない施設であるとの記載がある。毎年、利用者が 500 人ずつ増える計画にもなっているが、どのような策があるか教えてほしい。

申請団体 : コロナ前の利用者数に戻すという希望を込めて計画を策定した。現状では具体的な計画があるものではない。結果としての利用者の人数に一喜一憂することがないように、今後は計画をたてて戦略的に運営していく。

委員 : 夜間の利用を増やすのは難しく、日中の高齢者の利用を増やしていく必要があるということだと思うが、チラシを配ったりすることは計画しているか。

申請団体 : そういったことをしなければならないという思いはあるが、高齢者はまちづくりセンターの施設利用料は無料。広い体育館で無料でニュースポーツをすることもできる。お金を払ってまでこの施設を使うかという問題もあり一筋縄ではいかない。グラウンドを使うグラウンドゴルフ等は利用率が高いため、ここの利用率をも更にあげる取り組みをしなければならないと思っている。

委員 : 小さいお子様がいる保護者はトイレの綺麗さ等も重視している。トイレの修繕等についての計画は立てているか。

申請団体 : トイレの修繕や洋式化については、必要性は認識しているが多額の改修費用が発生するため、週2回の清掃委託で綺麗に維持することが精一杯の現状。

委員長 : 申請書の p 26 に役員名簿がある。定款の中には幹事の記載があるが、役員名簿の中には幹事の記載がない。これは記載もれか。

申請団体 : 記載漏れではなく、幹事はいない。

委員長 : 代表者はどのように選出されたのか。

申請団体 : 互選により選出した。

委員 : 先週、草津の方で指定管理料の余剰分をスタッフの賞与にしたことが報道され問題になっている。お金の流れ等の報告をしっかりとしないと、問題になる可能性もあるため、ご注意ください。

申請団体 : 承知した。

委員長 : それでは質疑応答は以上とする。

審査

- 委員長 : 集計結果をふまえ、高月総合型スポーツクラブピースが指定管理者候補としてふさわしいかどうか、意見を願います。評価できる点、改善が求められる点などについても、合わせて願います。
- 委員 : この団体の方は地域のために熱心に活躍しているととらえることができるが、組織体制や会計処理等の事務管理の部分をしっかり行っていただきたい。
- 委員 : スポーツ施設の運営はスペース貸しが多いイメージであったが、自主事業で創意工夫をしているように見受けられた。その点は今後も頑張ってもらいたいと感じるが、もし2者以上の競合となれば、揺らいだかもしれない。
- 委員長 : 結論としては、指定管理者として適当であると考えている。ただし、組織運営の観点では不適切な面がある。こういったところについては、今後改善が必要であると感じる。
- 組織運営のところ課題があるという意見が多かった。定款の整備など、適切な組織運営に務めてもらうことを条件として指定館管理者として認めるとしたいがいかがか。
- 全委員 : 異議なし